

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づく改善命令について

千葉市では、若葉区の再生資源物屋外保管事業場の設置者に対して、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（以下「条例」という）に基づく改善命令を1月24日に発出しましたので、お知らせします。

1 改善命令について

(1) 概要

本件は、条例附則第10項に基づきみなし許可を得て設置された屋外保管事業場の設置者に対して、条例第14条第2項に基づき、改善命令を発出したものです。

当該屋外保管場には、条例施行から現在まで再三にわたり指導を行い、条例第7条第1項に定める保管基準に違反していることおよび条例第10条第1項に定める許可を受けずに事業場外に再生資源物を保管しているとして、条例第14条第1項に基づく改善勧告を発出しています。

※条例施行（令和3年11月1日）後、改善命令の発出は本件で5例目

(2) 命令内容

千葉市若葉区若松町432-81他2筆に所在する屋外保管事業場である Vmark International 株式会社千葉工場に保管されている再生資源物の保管方法を改善し、条例第7条第1項各号に定める保管基準に適合させること。また、許可されていない敷地から再生資源物を撤去すること。

(3) 命令発出日

令和7年1月24日（金）

(4) 履行期限

令和7年3月24日（月）

2 改善命令の対象となった屋外保管事業場の概要

(1) 設置者

東京都千代田区鍛冶町2-8-7光起ビル3階

Vmark International 株式会社 代表取締役 ヒキチ ユウイチ

(2) 設置場所

若葉区若松町432-81 他2筆

(3) 許可年月日

令和3年11月1日みなし許可

3 違反条項

(1) 条例第7条第1項第1号イ

屋外保管場でない場所に再生資源物を保管

(2) 条例第7条第1項第2号イ

容器を用いず保管する場合の積み上げ高さ超過

(3) 条例第7条第1項第3号

火災発生・延焼予防措置として規則で定める面積（200平方メートル）超過隣接する保管の単位の間隔が2メートル未満

(4) 条例第10条第1項

許可された事業場外における再生資源物の保管



令和6年12月6日



同左

4 これまでの主な指導経過

- | | | | |
|------|-----|-----|--------------------------|
| 令和4年 | 6月 | 2日 | 立入検査に際して現地で指導事項票を交付 |
| 令和6年 | 3月 | 22日 | 立入検査に際して現地で指導事項票を交付 |
| | 8月 | 5日 | 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（1回目） |
| | 11月 | 18日 | 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（2回目） |

5 今後の対応

引き続き立入検査等を行い、命令の履行を強く求めます。なお、期限までに命令が履行されない場合は、許可取消などの行政処分を検討します。